

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年2月24日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 環境課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年12月25日～平成28年1月13日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 各事務事業の中で、事務処理の未済や関係書類の不備が見受けられたため、法令・例規等に基づき、適正な事務執行に努めること。	1. 法令・例規等に基づき、適正な事務執行に一層努める。
2. 監査資料について、記載内容に誤りがあるものが多く、記載漏れとなっている事項も複数箇所見受けられた。資料作成に際しては、誤記、記載遺漏等がないように十分留意し、内容について精査・確認のこと。	2. 監査資料の作成について再確認した。正確性を担保するため留意を重ねる。